

第 5 章 事業評価（その他施設費）と研究開発課題評価

1 事業評価（その他施設費）

気象庁では、所管するいわゆる「その他施設費」（気象官署施設、静止気象衛星施設及び船舶建造に係る事業費）を予算化しようとする新規事業について、緊急性・妥当性・費用対効果も含め総合的に新規事業採択時評価を実施することにしています。また、事業の施設の整備が完了し、運用を開始した時点から一定期間（5 年以内）を経過した事業等について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成 15 年度から事後評価を実施しています。

平成 18 年度は、「南鳥島地球環境モニタリングの高度化」（平成 13 年度）及び「東海地震監視のための地殻岩石歪計観測施設の整備」（平成 13 年度）について事後評価を実施しました（表 5 - 1）。

平成 19 年度は、平成 20 年度予算要求等について新規事業採択時評価を実施するとともに、「IT を活用した気象監視・情報伝達基盤」（平成 14 年度整備）及び「低温実験冷凍施設の性能向上」（平成 14 年度整備）の事後評価を実施する予定です。

なお、事後評価に当たっては、学識経験者等で構成される事業評価監視委員会を設置し、第三者の意見を求めています。平成 18 年度は、平成 19 年 2 月 16 日に委員会を開催しています。

気象庁事業評価監視委員会委員（敬称略、五十音順）

加藤 照之 （東京大学地震研究所教授）

中澤 高清 < 委員長 > （東北大学大学院理学研究科教授）

平井 雪江 （東京メトロポリタンテレビジョン(株)

報道制作部副部長）

（表 5 - 1）

（評価年度） 平成 18 年度		（事業主体） 気象庁地球環境・海洋部	決定者	地球環境・海洋部長
			担当課	地球環境・海洋部 地球環境業務課長
事業概要	事業（施設）名	南鳥島地球環境モニタリングの高度化（観測システムの高度化）		
	設置場所（官署）	南鳥島気象観測所		
	構成・規格等	観測システム等		
事業の評価	改善処置の必要性	特になし		
	今後の事後評価の必要性	特になし		
	同種事業の計画・調査のあり方の見直しの必要性	特になし		
	評価手法の見直しの必要性	特になし		
対応方針		対応なし		
<p>概要等</p> <p>南鳥島気象観測所は、本州のはるか南方 2,000km の太平洋上にあつて、人為的な影響を受けず、高品質な二酸化炭素・オゾンなどの地球環境モニタリングが期待されることから、世界気象機関（WMO）の全球大気監視（GAW）計画において世界で 20 数点の重要環境観測点の一つとして指定されている。また、地球温暖化に伴う海面上昇を正確に監視するにも最適な観測場所であり、全球海面水位観測システム（GLOSS）の重要観測点としても登録されている。</p> <p>こうした重要な観測を強化するため、GPS を利用した高層気象観測システムの導入、海面水位観測設備の強化、海水温観測の開始、現地において温室効果ガス等の観測一次データの総合品質管理を施すシステムの整備を行った。さらに、インマルサット衛星通信を利用した双方向通報システムに改善し、本土とのネットワークの強化を行った。</p> <p>これにより、エルニーニョをはじめとする異常気象や地球温暖化等の監視情報ネットワークが強化され、地球温暖化予測の精度向上につながることを期待される。また、既存の観測システム及び通信システムの高度化により、データ取得率が向上するとともに、北太平洋上の最前線における台風・津波等に関わる観測データを高精度・迅速に取得・処理し、即座に本土に向けて発信し、防災活動等に役立てることが出来るようになった。さらに、品質管理システムの整備により、二酸化炭素濃度等の観測データの現地での品質管理を行うことにより、機器障害等の把握が迅速にできるようになった。</p> <p>本事業は、順調に進捗し、効果も発現しているため、改善の処置は必要ない。</p> <p>以上のことから、今後の対応方針はなしとした。</p>				

(評価年度) 平成 18 年度		(事業主体) 気象庁地震火山部	決定者	地震火山部長
			担当課	地震火山部管理課長
事業概要	事業(施設)名	東海地震監視のための地殻岩石歪計観測施設の整備		
	設置場所(官署)	静岡県浜北市(現:浜松市宮口)		
	構成・規格等	地殻岩石歪計観測施設 一式		
事業の評価	改善措置の必要性	特になし		
	今後の事後評価の必要性	特になし		
	同種事業の計画・調査のあり方の見直しの必要性	特になし		
	評価手法の見直しの必要性	特になし		
対応方針		なし		
<p>概要等</p> <p>地震災害の軽減のため、大規模な被害をもたらすと考えられている東海地震を予知するための安定した観測体制を確保することを目的とし、静岡県浜北市(現:静岡県浜松市宮口、平成 19 年 4 月以降浜松市浜北区)に地殻岩石歪計観測施設を整備した。</p> <p>この地点は、整備計画時に想定されていた震源域からは、やや西に離れた位置にある。その理由は、当時、陸のプレートとフィリピン海プレートの境界面の形状の検討が進み、その固着している領域(震源域)は、従来の想定よりもやや西にずれている可能性が指摘されていたためである。その後、当該観測点整備中の平成 13 年末に中央防災会議で、想定震源域が従来よりも西に拡大した領域に見直され、当該観測点はこの見直された想定震源域内に位置することとなった。このように当該観測点は、当時の社会情勢の変化にも対応している。</p> <p>当該観測施設は、データの安定等の確認を経て、平成 16 年 4 月に情報を発表する基準となる観測点に追加された。このことにより、東海地震に関連する情報のより迅速な発表が可能となり、地震災害を軽減し、国民の生命、財産の安全確保に資している。</p> <p>以上のことから、事業の評価として、改善措置の必要性、今後の事後評価の必要性はなく、今後の対応方針は、対応なしとした。</p>				